

九州事務所の業務の概要

令和6年（2024年）1月版

—目次—

1	九州事務所の概要	1頁
2	独占禁止法関係業務	2頁
3	下請法関係業務	8頁
4	景品表示法関係業務	11頁
5	広報・広聴活動	17頁



公正取引委員会事務総局九州事務所

TEL:092-431-5881(代表)

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

※九州事務所のホームページは
右のQRコードから御覧いただけます。

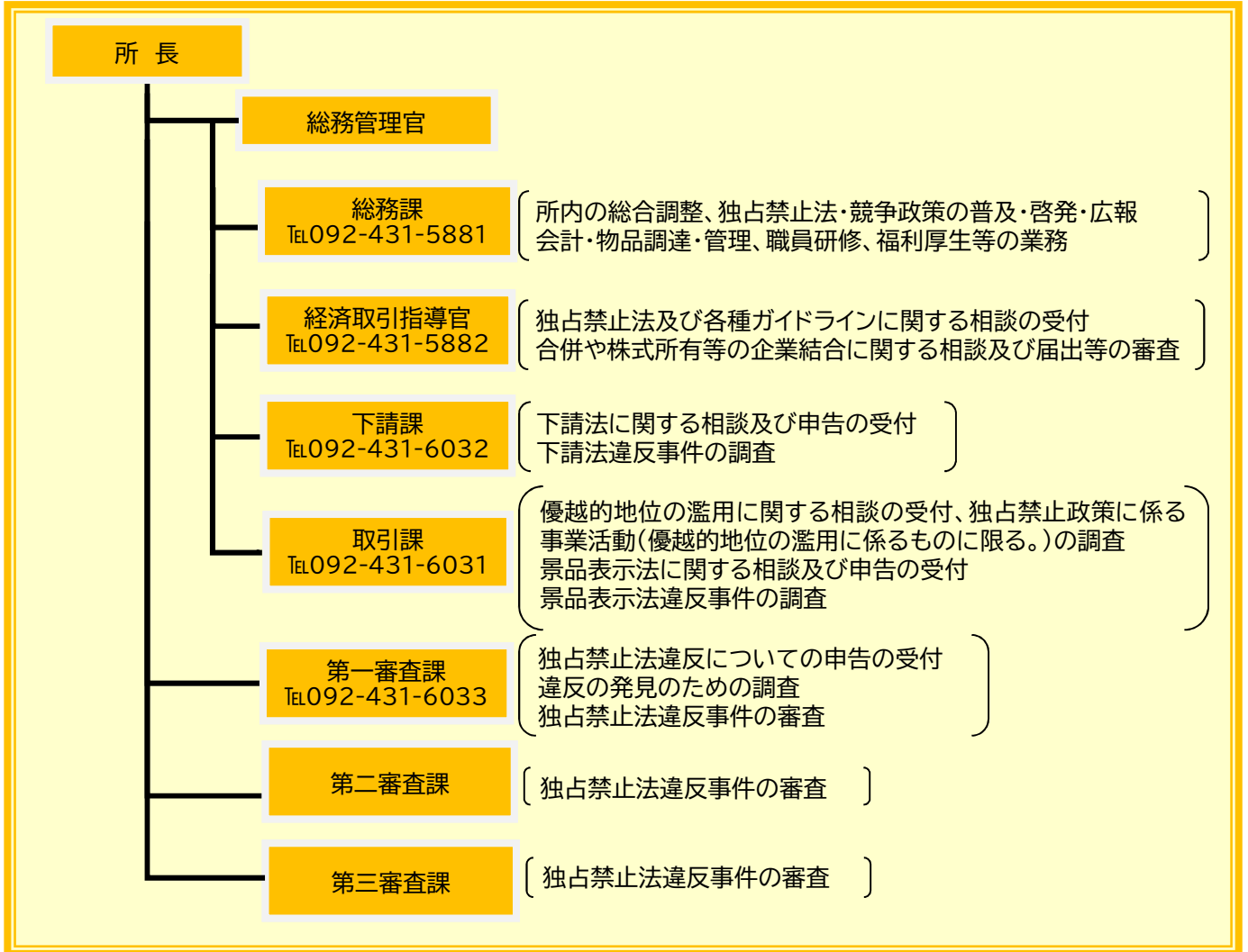


1 九州事務所の概要

(1) 組織及び業務内容

九州事務所は、九州7県(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島)を管轄区域として、独占禁止法及び下請法の運用を行っている公正取引委員会事務総局の地方機関です。

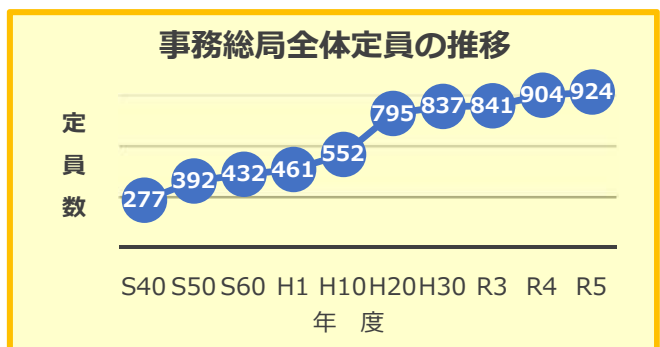
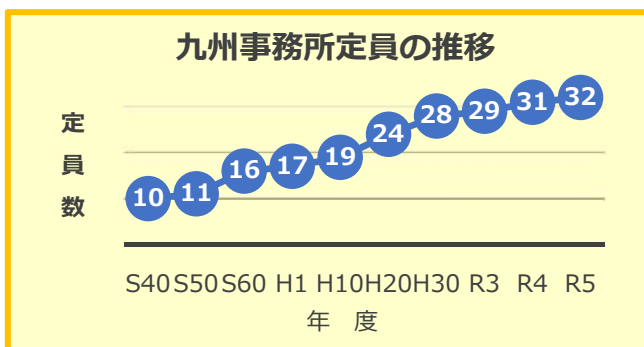
九州事務所の組織及び業務内容は次のとおりです。



(2) 定員の推移

九州事務所は、昭和23年9月10日に設置(当時の名称は「福岡地方事務所」)され、公正取引委員会の役割の重要性の高まりとともに、順次、定員の充実が図られています。

令和5年度の定員は32名です(事務総局全体では924名)。



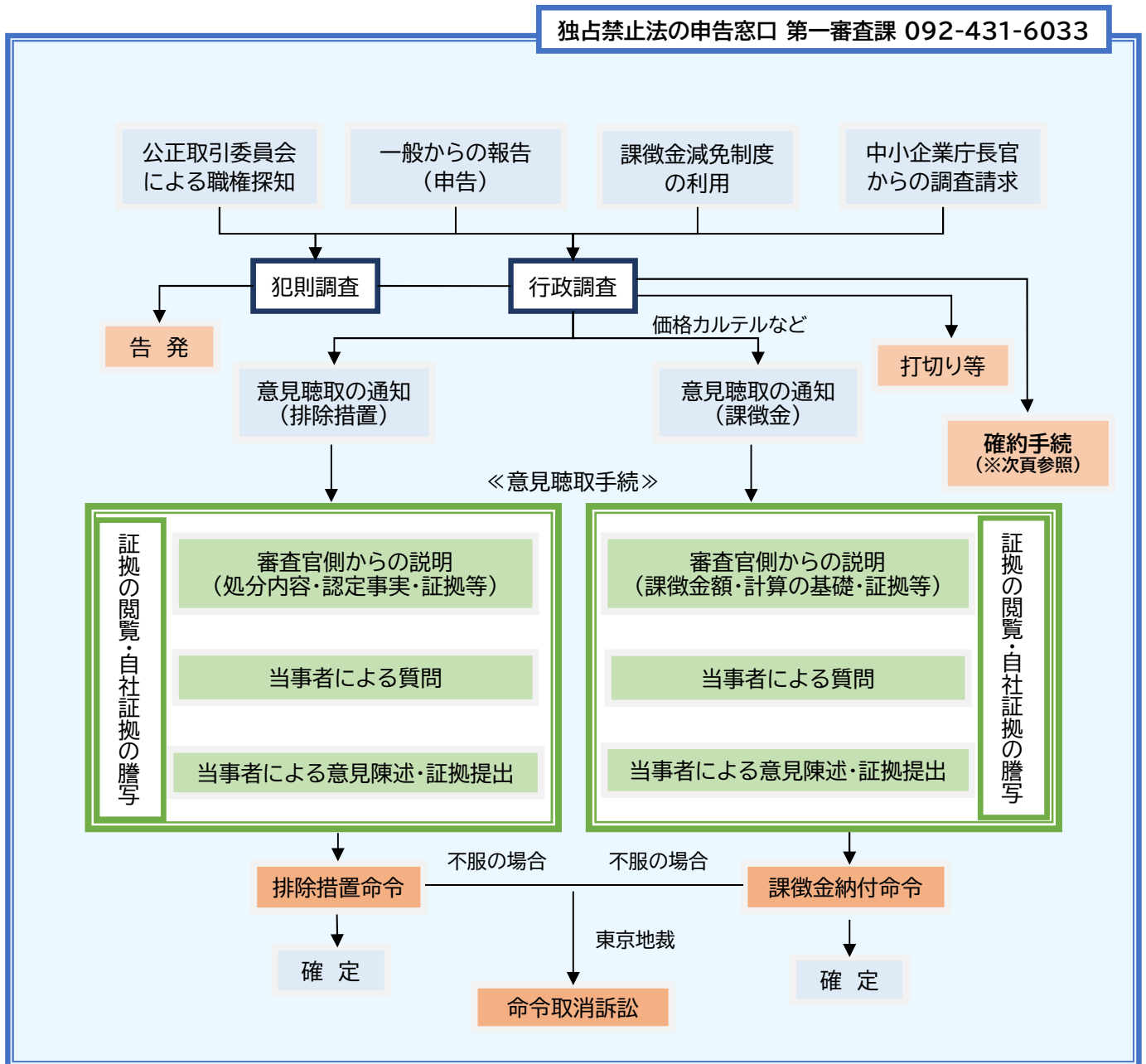
2 独占禁止法関係業務

独占禁止法は、「公正かつ自由な競争」を促進するため、私的独占、カルテル及び不公正な取引方法を禁止しています。

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしています。

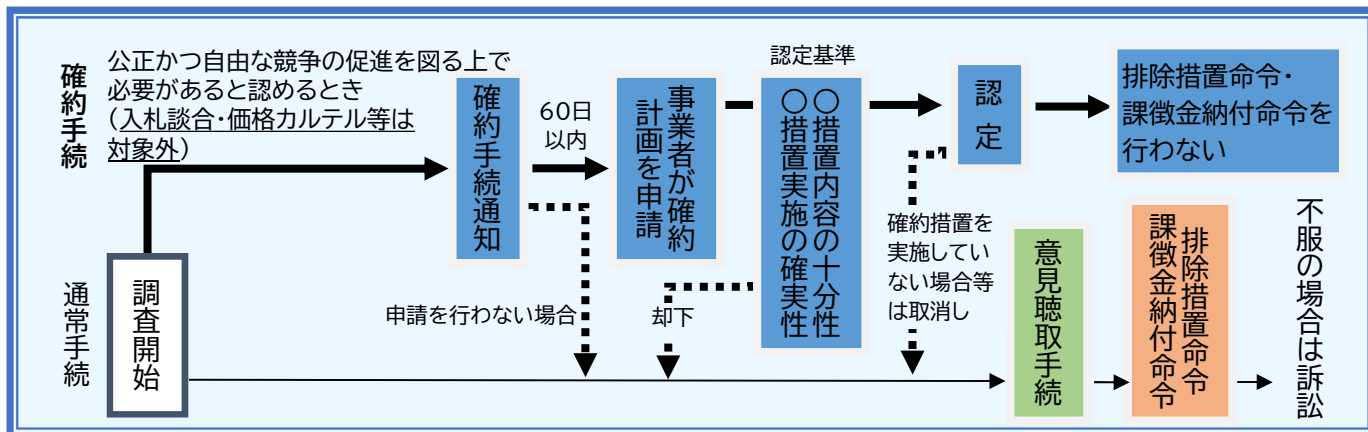
(1) 独占禁止法違反事件の処理手続

独占禁止法違反事件の処理手続は下図のとおりです。



※ 確約手続の流れ

確約手続とは、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決するための手続で、競争上の問題を早期に是正し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものです。



(2) 九州地区における独占禁止法違反事件等の処理状況

ア 違反事件等処理件数の状況

最近の5年間における九州地区の独占禁止法違反事件等の処理状況は、下表のとおりです。

(※不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものは除きます)

(単位:件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
法的措置	0	0	0	0	3
注意	2	5	4	4	6
打切り	2	2	0	0	0
合計	4	7	4	4	9

イ 法的措置(排除措置命令、課徴金納付命令、確約計画の認定)

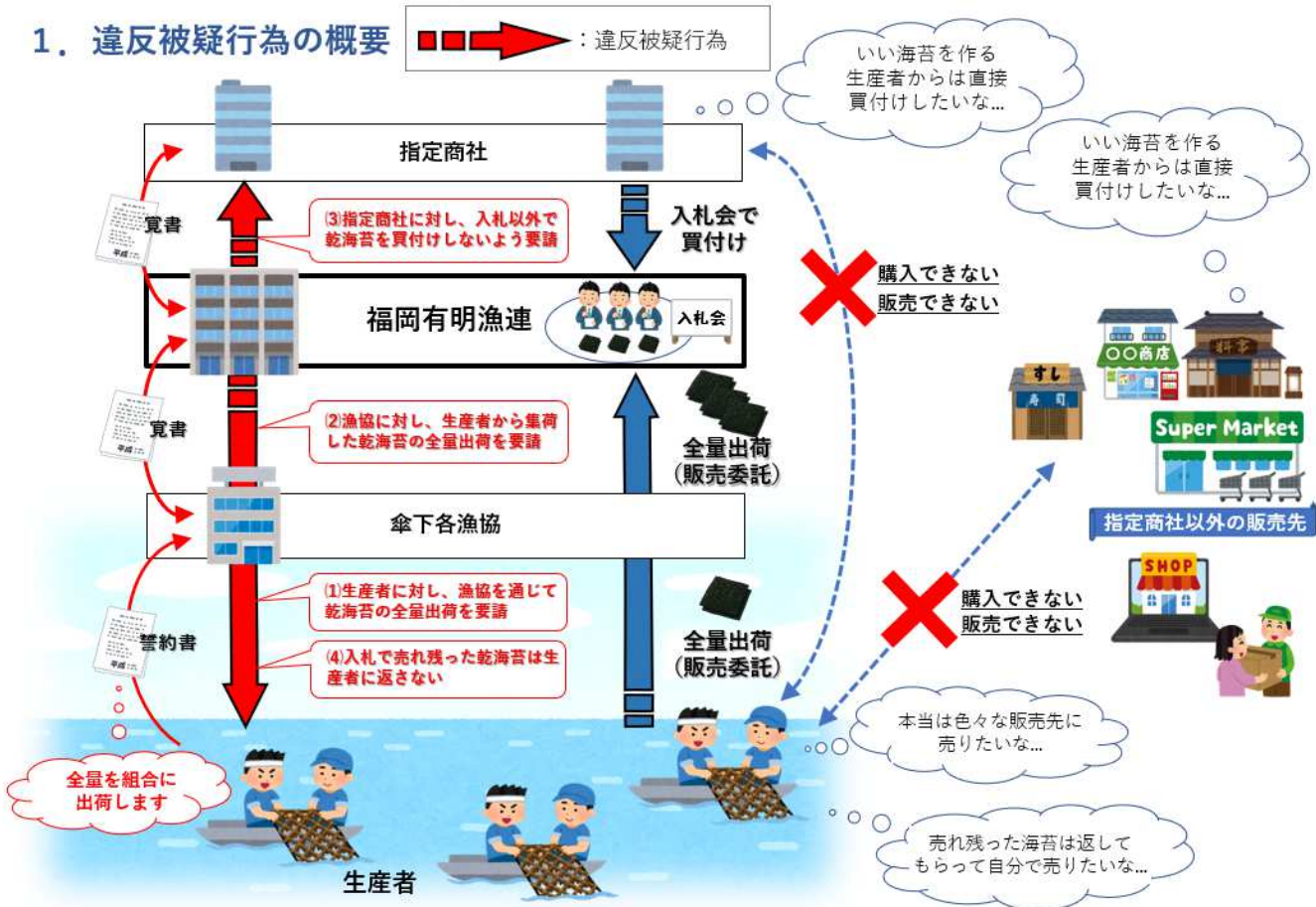
違反事業者等	事件の概要	措置
電気事業者 [福岡県]	電気事業者が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。 【不当な取引制限の禁止(市場分割カルテル)】 ※課徴金の額は、27億6223万円	排除措置命令 課徴金納付命令 R5.3.30

違反事業者等	事件の概要	措置
医薬品卸売業者 [福岡県、大分県、熊本県]	<p>独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p> <p style="text-align: center;">【不当な取引制限の禁止(入札談合)】</p> <p>※課徴金の額は、6億2728万円</p>	<p>排除措置命令 課徴金納付命令 R5.3.24</p>
食料品製造業者 [福岡県]	<p>食料品製造業者は、同社が販売する即席めん等(以下「特定即席めん等」という。)に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、特定即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で(以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「特定希望小売価格」という。)、当該商品が小売業者において販売される態様(同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。)にかかわらず</p> <p>ア 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、特定希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に</p> <p>イ 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に特定希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に</p> <p>当該商品をそれぞれ供給している。</p> <p style="text-align: center;">【不公正な取引方法の禁止(再販売価格の拘束)】</p>	<p>確約計画の認定 R4.5.19</p>
農業協同組合 [大分県]	<p>こねぎの共同販売において、農業協同組合以外に出荷したことを理由に、こねぎの部会を除名された組合員に対し、こねぎに係る共同販売事業及び集出荷施設を利用させていなかった。</p> <p style="text-align: center;">【不公正な取引方法の禁止(取引条件等の差別取扱い)】</p>	<p>排除措置命令 H30.2.23</p>
小売業者[佐賀県] (ディスカウントストア)	<p>正常な商慣習に照らして不当に、特定納入業者に対し、従業員等の派遣や金銭の提供をさせていた。</p> <p style="text-align: center;">【不公正な取引方法の禁止(優越的地位の濫用行為)】</p> <p>※課徴金の額は、12億7416万円</p>	<p>排除措置命令 課徴金納付命令 H26.6.5</p>

なお、令和5年6月27日に、次のとおり確約計画の認定を行っています。

公正取引委員会は、福岡有明海漁業協同組合連合会に対し、同連合会の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

1. 違反被疑行為の概要



2. 福岡有明漁連による確約計画（排除措置計画）の概要

	違反被疑行為を取りやめること、そのための措置を講じること（発表文3(1)、(2)）
(1)	誓約書・覚書を廃止するなどし、違反被疑行為を行わない旨を生産者に通知する
	違反被疑行為を取りやめる旨等を理事会で決議（発表文3(3)）
(2)	(1)及び(4)を行うことを、理事会で決議する
	生産者及び指定会社への通知・福岡有明漁連の役職員及び漁協の役職員への周知徹底（発表文3(4)）
(3)	(2)に基づいて採った措置を、生産者及び指定会社へ通知する 同措置を、福岡有明漁連とその傘下各漁協の役職員へ周知徹底する
	違反被疑行為と同様の行為を行わないこと（発表文3(5)）
(4)	違反被疑行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施する
	法令遵守体制の整備（発表文3(6)）
(5)	独占禁止法の遵守について、行動指針の作成・周知や研修・監査を実施する
	上記(1)～(5)の履行状況の報告（発表文3(7)、(8)）
(6)	措置の履行状況を、定期的に、公正取引委員会に報告する

ウ 独占禁止法違反につながるおそれがあるとして注意した最近の事案

事案の概要

農業協同組合Aの組合員を部会員とする団体Bは、部会員に対し、部会員が生産する農産物の全量をAに出荷することをBの規約において義務付けていた。

【事業者団体の禁止行為(事業者団体による取引先の制限)】

輸送業者を組合員とする協同組合Cは、新規参入を希望する事業者に対し、既存の組合員からの同意を得るよう要請していた。

【不公正な取引方法の禁止(事業者団体による参入制限)】

集荷業者を組合員とする協同組合Dは、組合員がD以外に集荷物を出荷した場合、「非委託分事務手数料」と称する金銭を徴収していた。

【不公正な取引方法の禁止(拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害)】

エ 優越的地位の濫用事案の処理

公正取引委員会は、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、独占禁止法違反につながるおそれのある行為が認められた場合には、未然防止の観点から注意するほか、独占禁止法違反が認められた場合は厳正に対処することとしています。令和4年度において九州地区では8件の注意を行いました。主な事案は次のとおりです。

主な注意事項の概要

スーパーマーケットEは、納入業者に対し、営業部門の担当者から、納入業者との取引に関係のないワイン及びクリスマスケーキの購入を要請していた。

【購入・利用強制】

食料品等卸売業者Fは、納入業者に対し、自社の利益を確保するための費用をキャンペーンの協賛金と称して、事前に算出根拠や用途等を説明することなく金銭の負担を要請していた。

【協賛金等の負担の要請】

農業協同組合Gは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、支払代金に一定の割合を乗じて算定した額を、あらかじめ定めた支払代金から減額して支払っていた。

【減額】

オ 不当廉売事案の迅速処理

公正取引委員会は、申告のあった小売業に係る不当廉売事案については、迅速に処理するとの方針の下で対処しているほか、大規模事業者による不当廉売等周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられる事案については厳正に対処することとしています。令和4年度、九州地区においては、酒類、石油製品の小売業について、5件の注意を行いました。

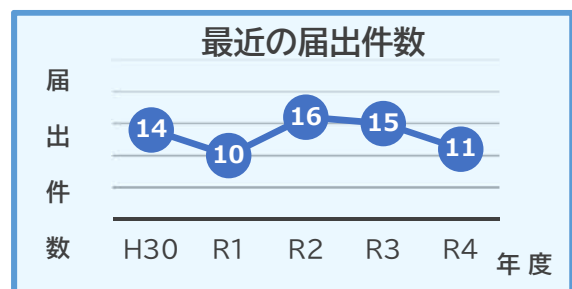
このほか、酒類の製造業者に対して、不当廉売につながるおそれがあるとして1件の注意を行いました。

届出のお問い合わせ先 経済取引指導官 092-431-5882

(3) 中小企業等協同組合法第7条第3項に基づく届出に関する処理状況

中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合は、組合に大規模事業者が加入した場合又は組合員が大規模事業者になった場合には、その日から30日以内に公正取引委員会に届け出ることとされています。

九州地区の最近の届出の状況は右図のとおりです。

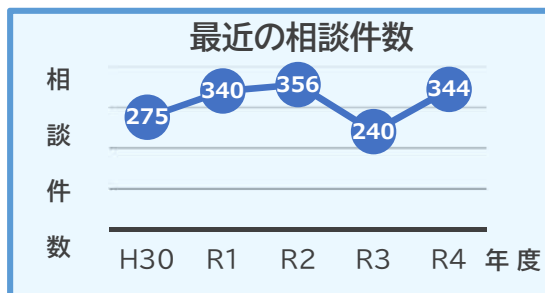


(4) 相談

ア 相談受付

公正取引委員会では、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、独占禁止法等に係る相談を受け付けています。

九州事務所における最近の相談件数は右図のとおりです。



イ 独占禁止法相談ネットワーク

商工会議所及び商工会と連携して独占禁止法相談窓口を設置し、中小事業者等が独占禁止法に関する苦情・相談をより容易にできるようにするとともに、寄せられた苦情・相談を公正取引委員会に連絡し、その迅速・的確な処理を行う目的で平成10年から独占禁止法相談ネットワークを構築しています。このネットワークが有効に働くように、毎年、商工会議所等主催の経営指導員研修会に職員を講師として派遣し、独占禁止法等の説明を行っています。

(5) 違反行為の未然防止に向けた取組

ア 事業者団体等に対する説明会、研修会等の開催

独占禁止法違反の未然防止の観点から、独占禁止法の説明会を開催するとともに、事業者団体や地方公共団体等が主催する独占禁止法等の説明会等々当事務所の職員を講師として派遣しています。

九州地区では、独占禁止法に関する説明会等を実施した(令和4年度10回、令和5年度(4月～12月)10回)ほか、インボイス制度への対応に係る独占禁止法等において問題となり得る行為についての説明会を実施(令和4年度10回、令和5年度(4月～12月)8回)しました。

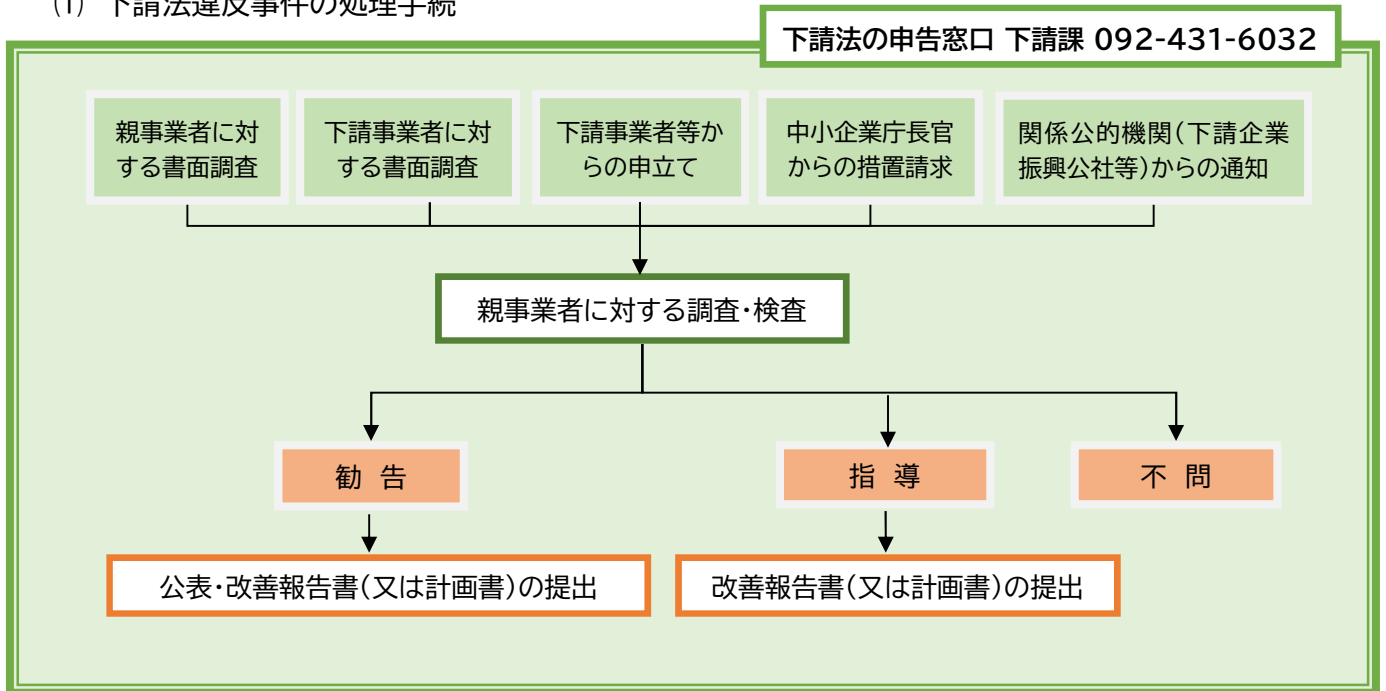
イ 入札談合に関する発注官庁等との協力・研修

入札談合の排除や未然防止をより一層徹底するためには、発注官庁等の取組が極めて重要です。このような観点から、公正取引委員会では、発注官庁等の職員等向けの研修会を開催するとともに(令和4年度10回、令和5年度(4月～12月)10回)、発注官庁等主催の研修会への講師派遣を行うこと等により(令和4年度25回、令和5年度(4月～12月)18回)、発注官庁等との連携・協力体制の整備を図るとともに、独占禁止法・入札談合等関与行為防止法の周知に努めています。

3 下請法関係業務

下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額、返品等の親事業者の不当な行為を禁止しています。

(1) 下請法違反事件の処理手続

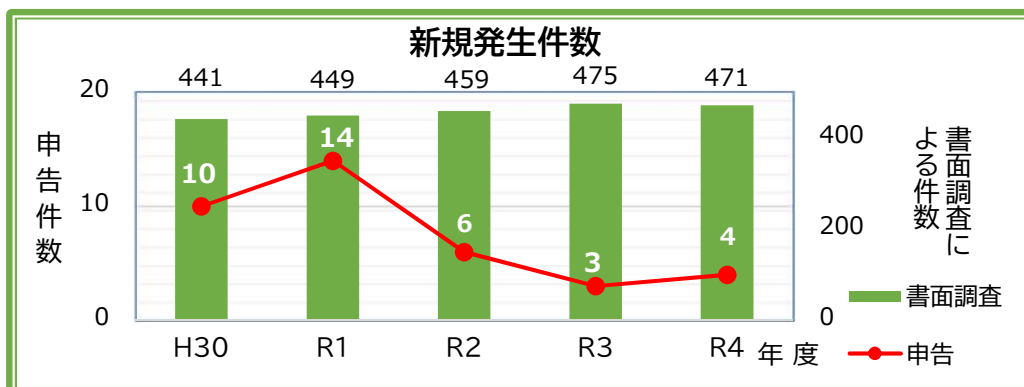


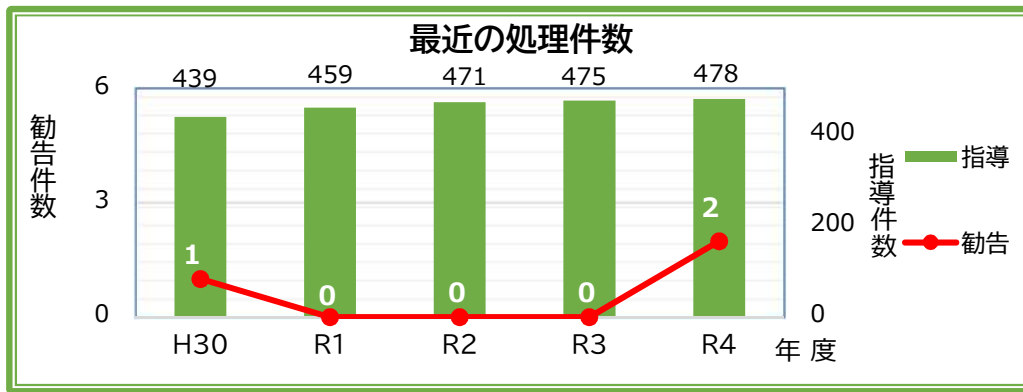
(2) 九州地区における下請法違反事件の処理状況

ア 書面調査の状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいいため、親事業者及び下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施しています。令和4年度において、九州地区では、親事業者4,599名及び下請事業者14,617名を対象に実施しました。

イ 違反事件処理件数の状況





ウ 主な下請法違反事件

違反事業者等	事件の概要	措置
日用雑貨品、家具等の販売業者[福岡県]	下請事業者から日用雑貨品、家具等(以下「商品」という。)を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。【返品禁止】 ※下請事業者181名に対し、総額4042万6744円相当の商品を返品	勧告 R5.3.29
発電用バルブの製造業者[福岡県]	自社が所有する木型及び金型(以下「木型等」という。)を貸与していたところ、当該木型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、木型等を無償で保管させていた。 【不当な経済上の利益の提供要請の禁止】 ※下請事業者9名に対し、木型等合計330個(総額886万3668円)を無償で保管させていた。	勧告 R5.3.16
鋼材及び建材の卸売業者[福岡県]	「割引利息」(注)及び下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 【下請代金の減額の禁止】 (注)下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更等したことに伴い徴収した金銭のこと。 ※下請事業者1,368名に対し、総額3641万4345円を減額	勧告 H30.6.15

事案の概要

住宅設備機器の修理、保守点検等を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者からの請求書の提出遅れを理由に、下請事業者の給付を受領又は下請事業者からの役務の提供を受けた日から60日を超えて下請代金を支払っていた。
【下請代金の支払遅延の禁止】

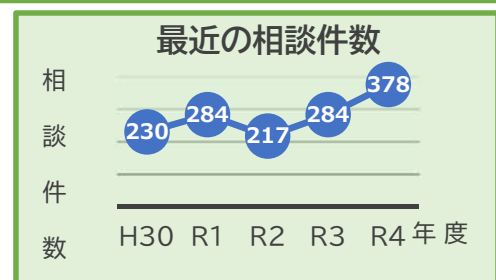
機械部品の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者から受領した部品に瑕疵があることを理由に受領後1年を経過してやり直しをさせているにもかかわらず、その費用を負担しなかった。
【不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止】

下請法に関する相談先 下請課 092-431-6032

(3) 相談受付

公正取引委員会では、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、下請法に係る相談を受け付けています。

九州事務所における最近の相談件数は右図のとおりです。



(4) 違反行為の未然防止に向けた取組

ア 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施しています。

九州事務所では、令和4年度においては7回、令和5年度(4月～12月)においては6回の講習を実施しました。

イ 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習を実施するなど、下請法の普及・啓発を図っています。

ウ 事業者団体等が主催する説明会、研修会への講師派遣

下請法違反行為の未然防止の観点から、事業者団体や経済団体等が主催する説明会・研修会に当事務所の職員を講師として派遣しています。

令和4年度においては、九州事務所では事業者団体等へ1回の出講を実施しました。

エ 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施しています。

令和4年度においては、九州事務所では1か所で実施しました。

オ 下請取引等改善協力委員

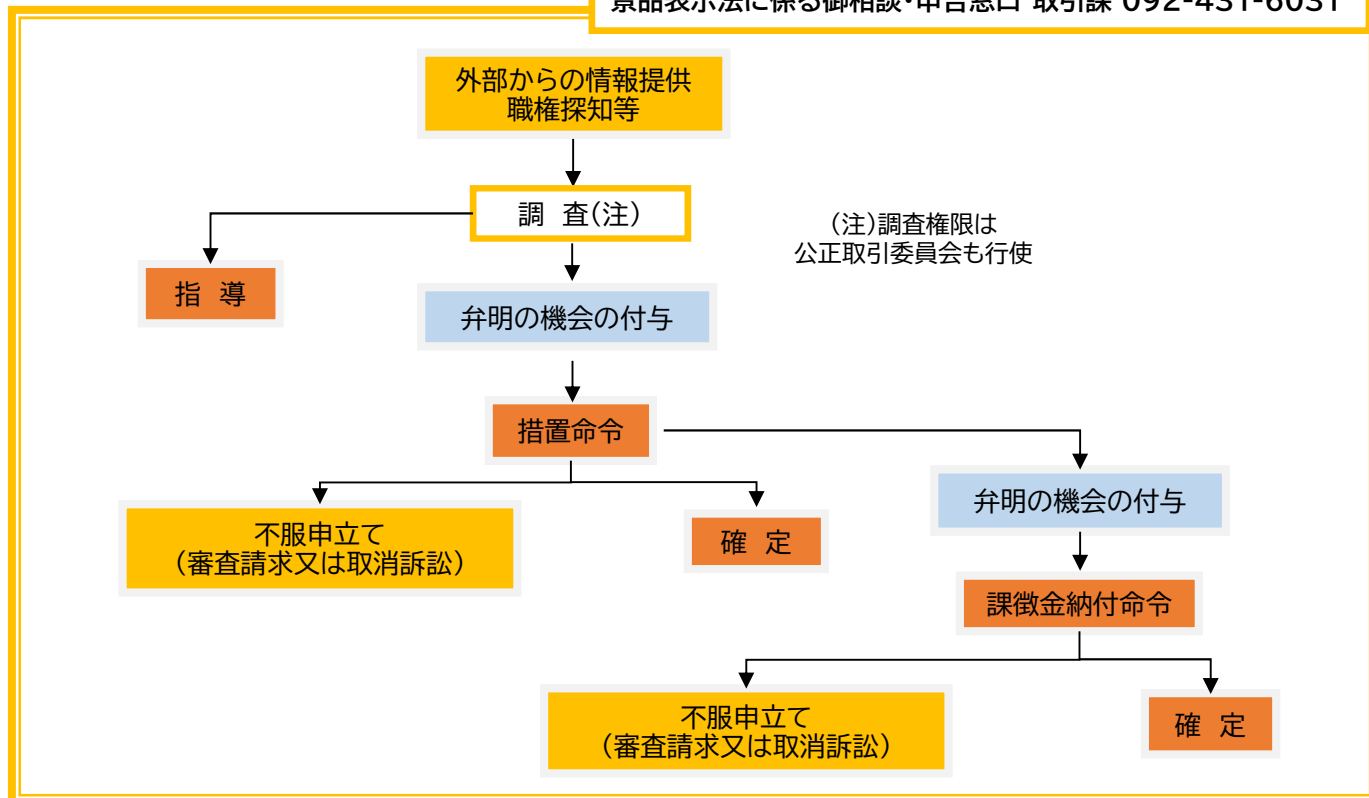
昭和40年以降、下請取引の事情に明るい有識者に下請取引等改善協力委員(21名)を委嘱し、同協力委員の方々から寄せられた意見や情報を下請法の的確な運用に役立てています。

4 景品表示法関係業務

景品表示法は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。同法は、平成21年9月1日、消費者庁に移管されましたが、公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいます。

(1) 景品表示法違反事件の処理手続

景品表示法に係る御相談・申告窓口 取引課 092-431-6031



ア 違反事件の処理状況


(単位:件)

処理	年度	H30	R1	R2	R3	R4
		措置命令	表示	3	2	0
	景品	0	0	0	0	0
課徴金納付命令	表示	0	3	1	0	0
指導	表示	7	7	4	9	3
	景品	1	3	0	0	0
合計	表示	10	12	5	14	4
	景品	1	3	0	0	0
	計	11	15	5	14	4

イ 主な景品表示法違反事件

違反事業者	事件の概要	措置
<p>通信販売業者 (福岡県)</p>	<p>ペット用サプリメントに係る不当表示</p> <p>【表示内容①（ペット用サプリメントの効能に関する表示）】</p> <p>① 自社ウェブサイトにおいて、本件商品を犬に摂取させることにより、犬の白濁した瞳が改善する効果が得られるかのように示す表示</p> <p>② アフィリエイトサイトにおいて、本件商品を犬に摂取させることにより、犬の白内障が治る効果が得られるかのように示す表示</p> <p>【自社ウェブサイト(一部抜粋)】</p>  <p>【アフィリエイトサイト①(一部抜粋)】</p>  <p>【アフィリエイトサイト②(一部抜粋)】</p>  <p>【実際】</p> <p>景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、提出された資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>	<p>措置命令 R5.6.14</p>

違反事業者	事件の概要	措置
<p>通信販売業者 (福岡県)</p>	<p>【表示内容② (No. 1表示)】</p> <p>自社ウェブサイトにおいて、「皆様に選ばれて 7冠達成!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 愛犬のイケアサプリ 口コミ人気」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 愛犬のイケアサプリ 品質満足度」等と表示することにより、あたかも、本件商品及び他の事業者が販売する同種商品に関する本件7項目(※)をそれぞれ客観的な調査方法で調査した結果において、本件商品に係る本件7項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示</p> <p>※本件7項目</p> <p>①食べさせやすさ、②愛犬家におすすめ、③初めてでも安心、④口コミ人気、⑤長く続けられる、⑥友人にすすめたい、⑦品質満足度</p> <p>【自社ウェブサイト)】</p>  <p>【実際】</p> <p>リサーチ会社による調査は、本件7項目について、本件商品及び他の事業者が販売する同種商品に関する各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、回答者の条件を付さずに、アンケートサイトの会員全員を対象に行われたものであって、本件商品及び他の事業者が販売する同種商品に関して本件7項目をそれぞれ客観的な調査方法で調査したものではありません。</p>	<p>措置命令 R5.6.14</p>

違反事業者	事件の概要	措置																
通信販売業者 (鹿児島県)	<p>サプリメントの成分の含有量に係る不当表示</p> <p>【表示内容】</p> <p>自社ウェブサイトにおいて、「主成分値 2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg」と表示するなど、あたかも、本件商品2カプセル(500mg)当たりのラクトフェリンの含有量は、300mgであるかのよう示す表示をしていた。</p> <p style="text-align: center;">「PayPayモール」に開設した自社ウェブサイト</p> <div style="text-align: center;">  </div> <table border="1" data-bbox="411 1115 1184 1496"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>ラクトフェリン濃縮物加工食品</td> </tr> <tr> <td>商品名</td> <td>ラクトフェリン 約1か月分 C-302</td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td>15g(250mg×60カプセル)</td> </tr> <tr> <td>召し上がり方</td> <td>1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください</td> </tr> <tr> <td>原材料</td> <td>ラクトフェリン濃縮物(乳由来:ドイツ製造)/デキストリン、HPMC、ゲル化剤(腸溶性カプセル)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>主成分値</td> <td>2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg</td> </tr> <tr> <td>保存方法</td> <td>直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください</td> </tr> <tr> <td>賞味期限</td> <td>1年 ※商品によっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【実際】</p> <p>本件商品には、2カプセル(500mg)当たりのラクトフェリンの含有量が300mgを下回るものが含まれていた。</p>	名称	ラクトフェリン濃縮物加工食品	商品名	ラクトフェリン 約1か月分 C-302	内容量	15g(250mg×60カプセル)	召し上がり方	1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください	原材料	ラクトフェリン濃縮物(乳由来:ドイツ製造)/デキストリン、HPMC、ゲル化剤(腸溶性カプセル)	主成分値	2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg	保存方法	直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください	賞味期限	1年 ※商品によっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。	措置命令 R4.5.24
名称	ラクトフェリン濃縮物加工食品																	
商品名	ラクトフェリン 約1か月分 C-302																	
内容量	15g(250mg×60カプセル)																	
召し上がり方	1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください																	
原材料	ラクトフェリン濃縮物(乳由来:ドイツ製造)/デキストリン、HPMC、ゲル化剤(腸溶性カプセル)																	
主成分値	2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg																	
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください																	
賞味期限	1年 ※商品によっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。																	

違反事業者	事件の概要	措置
<p>美容脱毛事業者3社 (福岡県)</p>	<p>脱毛施術の提供価格に係る不当表示</p> <p>【表示内容】 (A社及びB社) 自社ウェブサイトにおいて、「顔・VIO含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等と表示するなど、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。</p> <p style="text-align: center;">【A社及びB社】</p>  <p>(C社) 自社ウェブサイトにおいて、「顔・VIOもできちゃう♪」、「月額1,409円で」、「全身脱毛62部位が最短3ヶ月で脱毛完了」等と表示するなど、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。</p> <p style="text-align: center;">【C社】</p>  <p>【実際】 3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であった。</p>	<p>措置命令 R4.3.3</p>

違反事業者	事件の概要	措置
石油製品の 販売事業者 2社 (福岡県)	<p>石油製品の販売価格に係る不当表示</p> <p>【表示内容】 (A社) ガソリンスタンドの看板において、「レギュラー129」、「ハイオク139」及び「軽油109」と価格を表示するなど、あたかも、当該価格が消費税を含めた価格(以下「税込価格」という。)であるかのように表示していた。</p> <p>【A社】</p>  <p>(B社) ガソリンスタンドの看板において、「ハイオク148」、「レギュラー138」及び「軽油117」と価格を表示することにより、あたかも、当該価格が税込価格であるかのように表示していた。</p> <p>【B社】</p>  <p>【実際】 本件3商品の価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。なお、2社は、上記の表示について、「税別」と表示していたが、当該表示は小さな文字で記載されているものであること等から、一般消費者が上記の表示から受ける本件3商品の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。</p>	措置命令 R3.12.16

5 広報・広聴活動

公正取引委員会では、競争政策や当委員会の活動に対する理解を深めていただくため、以下のとおり、様々な広報・広聴活動を行っています。

懇談会のお問い合わせ先 総務課 092-431-5881

(1) 有識者との懇談会の開催

ア 全国各地の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会

競争政策について、より一層の理解を求めるとともに、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、毎年、全国各地域の有識者と当委員会の委員等との懇談会及び講演会を全国各都市において開催しています。九州地区における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
開催地	鹿児島市	大分市	福岡市	長崎市(Web開催)	宮崎市(Web開催)	熊本市
開催日	H29.10.24	H30.11.29	R1.12.6	R2.11.12	R3.12.3	R4.11.18

イ 管内各地の経済団体等と九州事務所長等との懇談会

九州事務所においても同様の趣旨で、九州事務所長等と管内各地の経済団体等との懇談会を随時開催しています。

年度	R2	R3	R4	R5(4月~12月)
開催地 (開催日)	福岡市(8/31) 長崎市(11/30) 鹿児島市(12/7) 鹿児島市(12/18) 宮崎市(1/18) 大分市(1/26) 佐賀市(2/16)	延岡市(8/2) 大分市(10/14) 中津市(10/22) 日田市(11/8) 伊万里市(11/11) 玉名市(12/1) 宮崎市(12/2) 熊本市(12/6) 鹿児島市(12/13) 熊本市(1/14) 福岡市(1/18) 長崎市(1/24) 大分市(2/3) 佐賀市(2/15) 北九州市(2/28) 福岡市(3/7) 福岡市(3/23)	熊本市(4/27) 行橋市(5/11) 福岡市(6/7) 島原市(6/14) 出水郡長島町(6/24) 武雄市(7/19) 鹿屋市(9/20) 大川市(10/25) 長崎市(11/1) 福岡市(12/16) 大村市(1/16) 福岡市(1/25) 大島郡瀬戸内町(1/27) 大分市(2/2) 大牟田市(2/7) 平戸市(2/15) 佐賀市(3/6) 宮崎市(3/10) 北九州市(3/13) 熊本市(3/14) 長崎市(3/23) 平戸市(3/30)	鹿児島市(4/26) 薩摩川内市(5/8) 唐津市(5/9) 西都市(5/29) 福岡市(6/12) 北松浦郡佐々町(7/6) 諫早市(7/11) 大分市(7/24) 鳥栖市(8/8) 八代市(8/24) 杵岐市(8/29) 佐賀市(8/30) 多久市(9/20) 福岡市(9/22) 武雄市(10/19) 佐賀市(11/15) 天草市(11/16) 出水市(11/29) 宇土市(12/19) 大分市(12/19)

(2) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営を行うため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設け、各協力委員から独占禁止法や公正取引委員会に対する意見・要望をいただき、それぞれの地区の経済実態に即した行政運営に活かしています。

九州地区では、各地域の経済問題等に明るい有識者の方(22名)に委嘱しています。

(3) 一日公正取引委員会の開催

九州事務所(福岡市所在)では、福岡市以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談の一層の充実を図るため、平成16年度以降、「一日公正取引委員会」を開催しています。

この「一日公正取引委員会」では、独占禁止法及び下請法の講演会、官製談合防止法研修会、消費者セミナー、中学生向け独占禁止法教室等を開催し、また、相談コーナーを設けて個別の相談に応じるとともに、広報パネルの展示を行っています。

令和3年度は長崎市において開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、中止しました。九州事務所管内における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R4
開催地	宮崎市	熊本市	鹿児島市	大分市	佐賀市	長崎市
開催日	H29.2.9	H30.2.6	H31.2.1	R2.2.13	R2.12.15	R5.2.2

「一日公正取引委員会」の様様



(4) 消費者セミナー

平成22年度から、一般消費者の方々を対象に、独占禁止法、景品表示法、公正取引委員会の仕事についてクイズやゲームを用いながら分かりやすく説明する「消費者セミナー」を開催しています。

九州事務所管内における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	県	開催地	開催日
R2	福岡	筑紫野市	R2.11.4
	宮崎	宮崎市	R2.11.22
	鹿児島	霧島市	R2.12.1
	佐賀	佐賀市	R2.12.15
	鹿児島	WEB開催	R3.3.9
R3	大分	中津市	R3.7.20
	大分	九重町	R3.7.29
	熊本	玉名市	R3.12.9
	大分	日出町	R4.1.13
R4	鹿児島	奄美市	R4.6.10
	宮崎	WEB開催	R4.8.4
	福岡	大川市	R4.9.14
	長崎	五島市	R4.9.29
	福岡	北九州市	R4.11.19
	長崎	長崎市	R5.2.2
R5 (4月~12月)	熊本	玉名市	R5.6.22
	長崎	佐世保市	R5.7.11

「消費者セミナー」の様様



(5) 独占禁止法教室

将来を担う学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、全国各地の中学校等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています。

九州事務所管内における最近の開催実績は次のとおりです。 ()は開催年度(R5は4月～12月)

	中学校	高等学校	大学
福岡	福岡市立東光中学校(R2) 福岡市立元岡中学校(R2) 八女市立見崎中学校(R3) 福岡市立次郎丸中学校(R3、R4) 明治学園中学校(R5) 福岡県立門司学園中学校(R5) 福岡市立玄洋中学校(R5)		北九州市立大学(R3、R4、R5) 九州大学(R2、R3、R4、R5) 西南学院大学(R4) 福岡大学(R4、R5)
佐賀			佐賀大学(R3、R4、R5)
長崎	西海市立大崎中学校(R4、R5) 佐世保市立崎辺中学校(R4) 活水中学校(R4) 平戸市立中野中学校(R5) 長崎県立諫早高等学校附属中学校(R5)		長崎大学(R4、R5)
熊本	熊本学園大学付属中学校(R5)	甲佐高等学校(R4、R5)	熊本大学(R1、R4、R5) 熊本学園大学(R5)
大分	宇佐市立長洲中学校(R3) 宇佐市立北部中学校(R5)		
宮崎	日向市立富島中学校(R3) 日之影町立日之影中学校(R4) 鵬翔中学校(R4)	宮崎学園高等学校(R2、R3、R4、R5) 宮崎商業高等学校(R4)	宮崎産業経営大学(R4、R5)
鹿児島	薩摩川内市立海星中学校(R2) 霧島市立国分南中学校(R2) 曾於市立末吉中学校(R2) 鹿児島市立鹿児島玉龍中学校(R4)	鹿児島南高等学校(R4、R5)	鹿児島国際大学(R2) 志学館大学(R3、R4、R5) 鹿児島大学(R4、R5)

授業の様様・中学生向けシミュレーションゲームの内容(一例)

1 クラスを携帯電話販売店グループと消費者グループに分ける

2 販売店グループはより消費者を獲得できる競争カードを選ぶ

3 A店は1万円値下げ、B店は20%ポイントなど販売方法を提示

4 消費者グループは販売方法を見て、どの店から買いたい

(6) 学識経験者等との交流

学識経験者等で構成される「九州経済法研究会」(代表:屋宮憲夫福岡大学法学部教授)が開催する例会に職員を講師として派遣するなど、競争政策について研究者等との交流に努めています。

【公正取引委員会YouTube】

独占禁止法や下請法等に関して分かりやすく説明した動画をアップしていますので、会社や団体での研修等に御活用ください。



【公正取引委員会X(旧Twitter)及びFacebook】

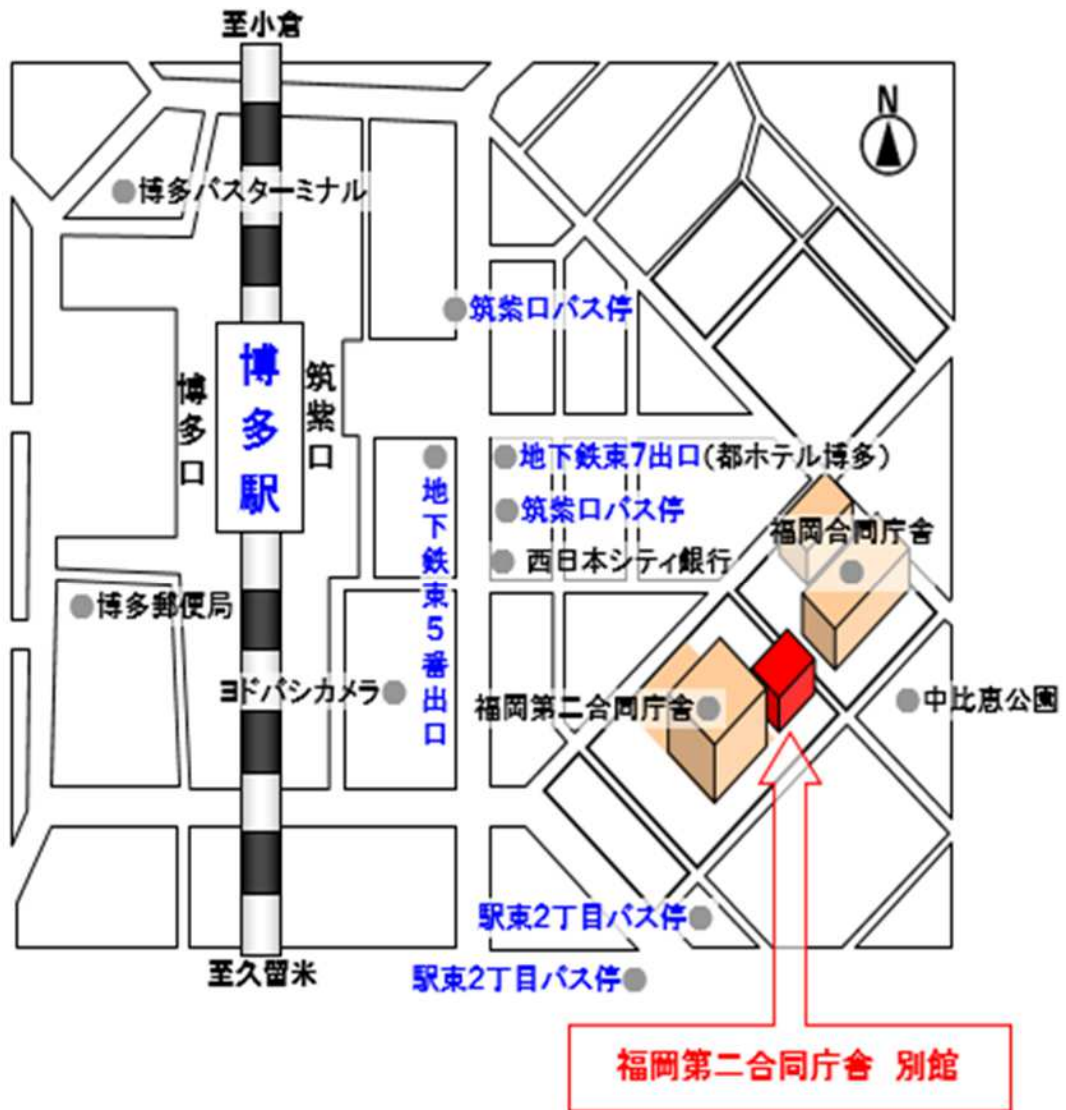
最新の情報をなるべく分かりやすく発信しています。御気軽に閲覧ください。



X @jftc



九州事務所案内図



公正取引委員会事務総局九州事務所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 別館2階

代表電話 092-431-5881

(令和6年(2024年)1月発行)